

入札公告

しおさい外部改修工事に関する一般競争入札公告

しおさい外部改修工事下記の工事について、一般競争入札を行うので、社会福祉法人仁摩福祉会契約事務処理規程第3条の規定に基づき公告します。

令和6年12月 2日

契約担当者

社会福祉法人 仁摩福祉会
理事長 石橋 秀利

1. 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事名 | しおさい外部改修工事 |
| (2) 工事場所 | 島根県大田市仁摩町仁万 843 番地 |
| (3) 工事概要 | ①しおさい新館棟屋上防水工事
②しおさい新館棟樋工事
③しおさい新館棟外装工事
④しおさい本館棟塗装工事 他
* 詳細は数量表及び図面による |
| (4) 工期 | 契約の日から令和7年7月31日(木)まで |
| (5) 入札保証金 | 免除 |
| (6) 契約保証金 | 免除 |
| (7) 前払い金 | 無 |
| (8) 支払方法 | 完成検収後 一括払い |
| (9) 予定価格 | 入札後に公表 |

2. 入札参加資格

- (1) 島根県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。)について、未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
- (2) 消費税及び地方消費税について、未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項に定める要件に該当しない者であること。
- (4) 令和4・5・6年度大田市建設工事等競争入札参加資格者名簿(建築一般)における

総合点数 1,000 点以上の業者であること。

(5) 大田市内に本店、支店又は営業所を有しているもの

(6) 福祉施設において大規模改修工事の施工実績があること。

(7) 竣工後の点検、修理、部品供給を適切かつ迅速に行う体制を有すること。

(8) 次に示す経営不振の状態にないこと

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づき再生手続開始の申立てが成されたとき

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づき公正手続を行ったとき。

ウ 商法（明治 32 年法律第 48 条）により会社の整理又は特別清算を開始したとき。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはその他暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する業者でないこと。

(10) 健康経営の取り組みを行っていること。

3. 入札参加の手続

(1) 参加申込期間

令和 6 年 1 2 月 3 日（火）午前 8 時 3 0 分から令和 6 年 1 2 月 1 6 日（月）正午まで

(2) 提出場所

「9 連絡先」に示す場所

(3) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 参加資格を有することを証明する書類（工事経歴書、健康経営の取り組みがわかるもの、会社案内等）

ウ 担当者の名刺（メールアドレスを記載したもの）

(4) 提出方法

提出場所への持参又は郵送による。郵送による場合は（1）の期間に必着のこと。

(5) その他

ア 入札参加資格の確認結果は、令和 6 年 1 2 月 2 7 日（金）に、参加資格が認められなかった者にのみメールで通知する。

イ 提出された書類等は返却しない。

4. 仕様書等入札関連書類を交付する日及び方法

(1) 交付日

本日より令和 6 年 1 2 月 2 7 日（金）まで

(2) 交付方法

ホームページに掲載。この交付をもって現場説明にかえることとする。

(3) 現場確認をご希望の方は随時ご連絡下さい。

(4) 仕様書等入札関係書類は入札終了後破棄すること。

5. 入札に関する質問と回答

(1) 入札仕様書等入札関連書類について質問がある場合は、次に従い質問書（任意様式）を提出すること。

ア 受付期間

令和7年1月14日（火）午後5時まで

イ 提出方法

書面の提出は、FAXにより行い必ず到着確認をすること。アの期日に必着のこと。

社会福祉法人仁摩福祉会 FAX : 0854-88-9140

(2) (1) の質問に対する回答は、令和7年1月21日（火）午後5時までに、入札参加希望者すべてに FAX により通知する。

(3) 本件入札に係る書類作成等に直接関係のない質問及び提出期限を過ぎて提出された質問書については、回答しない。

(4) 入札後、入札関連書類に関する不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 質問書の原本を入札日に提出すること。

6. 入札執行に関する事項

(1) 入札日時

令和7年1月30日（木）午前10時

(2) 入札場所

特別養護老人ホームしおさい 会議室

(3) 最低制限価格

設定しない

7. 契約の特定条件

(1) 入札書の提出は持参によるものとし、それ以外の方法は認めない。尚、入札時には身分を証明できるもの（名刺）を持参すること。

(2) 入札金額は、当該改修工事に係る諸経費を含めた総額とする。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当す

る額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税に相当する額を除いた額とすること。

(4) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名押印をし、封入のうえ入札担当職員の指示に従い入札すること。

- ① 入札参加資格を有する者自身による場合は、その氏名及び職印
- ② 入札参加資格を有する者以外の者による場合は、委任状を持参のうえ、受任者氏名及びその者の印

(5) 一旦提出された入札書は、引換、変更又は取消をすることができない。

(6) 次のいずれかに該当する入札書は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者とした場合は落札決定を取り消すこととする。

- ① 入札参加資格がない者が提出したもの。
- ② 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないもの。
- ③ 記名及び押印のない入札及び入札書の記載事項が確認できない入札
- ④ 入札件名に重大な誤りのあるもの
- ⑤ 同一人が、同一事項について 2 以上の入札をしたとき
- ⑥ 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札したとき

(7) 入札者等が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、公正な入札を執行できない状態にあると認められるときは、入札を延期又は中止することがある。

(8) 開札は、入札者又はその代理人、契約担当者、当法人の監事、複数の理事（理事長を除く。）、評議員の立会いにより行う。

(9) 入札場には、入札執行者及び(8)に記載した者以外の者は立ち入ることはできない。

(10) 入札者又はその代理人は、特別な事情のない限り、指示があるまで入札場を退場することはできない。

(11) 落札者の決定は次の方法により行う。

- ① 予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価の入札を行った者が 2 者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
- ③ 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合は、再度入札を行う。
- ④ 再入札を行っても落札者がいない場合は、最低の価格をもって入札した者と協議を行うこととする。
- ⑤ 本契約の締結は、本会理事会で承認を受けた後とする。

8. その他事項

- (1) 入札参加者が2者に満たない場合は、入札の執行を中止する。
- (2) 入札参加確認申請を行ったあとに、入札を辞退する場合は下記の連絡先に示す場所に
入札辞退届（任意様式）を提出しなければならない。

9. 連絡先

〒699-2301

島根県大田市仁摩町仁万 843

社会福祉法人 仁摩福祉会 担当職員 白枝敏子

TEL : 0854-88-9141

FAX : 0854-88-9140